

最低賃金引き上げに伴うお悩み相談してみませんか？

課題を抱える企業のため、社会保険労務士などの専門家が賃金引き上げに向け、助成金が活用できないかなどの相談に対応します。

日時
2023年9月28日（木）10時～16時

会場
豊田市福祉センター 3階36会議室
(豊田市錦町1丁目1番地1)
駐車場多数ございます

ご相談いただける内容

飲食業・小売業の販売促進、SNS活用
業務改善助成金（裏面参照）、その他各種助成金の活用
求人票の書き方
生産性向上（業務効率化・IT活用）対策など

相談対応機関・対応専門家

- ・ハローワーク豊田
- ・愛知県よろず支援拠点
- ・愛知働き方改革推進支援センター

各機関ごとにブースを設け専門家がご相談にのります。

主催 豊田労働基準監督署

※この相談会は、労働基準監督署の調査・指導を目的とするものではありません。

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
950円（差額35円）
の工場



対象外

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施



拡充後

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実施計画
賃上げ計画
を提出し、計画の
審査を受けます。

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

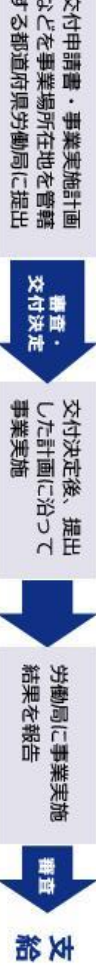
①内は生産性要件を満たした事業場の場合

③ 助成率区分の見直し

対象事業場	助成率
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

①内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	90万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	120万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	180万円
		2~3人	150万円	230万円
		4~6人	230万円	300万円

※10人以上の上乗率区分は、特別事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成対象経費の例

設備投資	コンサルティング	その他
・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮	・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上	・店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30~17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



特別事業者
以下の要件に当てはまる場合は特別事業者となり
ます。（なお、②・③に該当する場合は、助成対
象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金
要件
申請事業場の事業場内最低賃金が950
円未満である事業者

② 生産性
要件
売上高や生産性などの事業活動を示す
指標の連続3か月間の月平均値が前年
前々年または3年前の同じ月に比べて、
15%以上減少している事業者

③ 物価
高騰等
要件
原材料費の高騰など社会的・経済的環
境の変化等の外的要因により、申請前
3か月間のうち任意の1か月の利益率
が前年同月に比し3%ポイント以上
低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセ
ントで表された2つの数値の差を意味する。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時給を指します。（ただし、
業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した
労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく
必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金
（国が毎年10月頃に改定する都道府県単位の最低
賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金
法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定
されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等
部室または賃金課室までお尋ねください。

（参考）働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低
賃金の引き上げに取り組み、設備
資金や運搬資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日
本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ
ください。

